（ 簡易版 ）

平成２８年度実施までの流れ

○　現小学校１年生から中学校２年生までの全員を対象に、**平成２８年度分食物アレルギーを有する児童生徒の実態調査について（様式１）**を行う。

新たに希望する場合

○　様式１の 問４で「平成２８年度から新たにアレルギー対応食を希望する」と回答した保護者は、
食物アレルギーに関する調査票（保護者記入用）（様式２）を学校へ提出する。

継続の場合

○　様式１の 問４で「すでに対応を受けていて、平成２８年度も引き続きアレルギー対応食を希望する」と回答してある場合は、学校が様式４に名前を記載し、提出する。

○　学校は、様式２ の 問11 で「はい」と回答した保護者を対象に、
食物アレルギーのある児童生徒の保護者との面談調査（様式３に記録）を各学校で行う。
※　ただし、飲用牛乳のみ停止の希望者については、追加の調査や面談は不要です。そのまま、様式４－２に名前を記載して、報告してください。

○　面談の対象となった保護者は、**「学校生活管理指導表」**を提出する。
※　医療機関の受診が必要。診察料は保護者負担。
※　「学校生活管理指導表」に係る文書料は保護者負担なし。（日南市及び串間市の小児科のみ）

○　学校長は、面談の結果を受けて、
食物アレルギー実態について（様式４－１・４－２・４－３）を１月２２日（金）までに提出する。

※　様式２・様式３・学校生活管理指導表の写し（様式２と学校生活管理指導表は学校長の原本証明をお願いします。）を添えて提出する。

○　食物アレルギー判定委員会を２月上旬に開催する。

○　教育委員会は、学校長へ
食物アレルギー判定委員会結果（様式５）を２月上旬に通知する。

○　学校は、保護者に結果を説明する。

○　アレルギー対応食を実施することになった児童生徒の保護者は、
アレルギー除去食依頼書（様式６）を学校へ提出する。
（継続の場合同様の取り扱いとする。）

○　学校は、保護者から提出された**アレルギー除去食依頼書（様式６）**を２月１９日（金）までに教育委員会に提出する。

○　平成２８年４月から、アレルギー対応食を実施する。